

【報酬料金の具体例】

A. 遺産総額が 4千5百万円の場合

1) 基本料金	100,000	
2) 税務代理(法定相続人 2人)	100,000	← 50,000円×2人
3) 遺産総額基準	150,000	
4) 土地評価基準 ①路線価 1筆	50,000	

計 400,000

→ 申告せず税額試算の場合は、210,000円

B. 遺産総額が 6千万円の場合

1) 基本料金	100,000	
2) 税務代理(法定相続人 3人)	150,000	← 50,000円×3人
3) 遺産総額基準	250,000	
4) 土地評価基準 ①路線価 3筆	150,000	← 50,000円×3筆
5) 有価証券 ①上場株式 4銘柄	20,000	← 5,000円×4銘柄

計 670,000

→ 申告せず税額試算の場合は、364,000円

C. 遺産総額が 1億2千万円の場合

1) 基本料金	100,000	
2) 税務代理(法定相続人 4人)	200,000	← 50,000円×4人
3) 遺産総額基準	500,000	
4) 土地評価基準 ①路線価 3筆	150,000	← 50,000円×3筆
②倍率方式 5筆	40,000	← 8,000円×5筆
5) 有価証券 ①上場株式 6銘柄	30,000	← 5,000円×6銘柄
②非上場株式 1社	150,000	

小計 1,170,000

6) 法33条の2の「書面添付」	200,000	
7) 「法定相続情報一覧図」の認証	100,000	← 戸籍収集から認証まで

小計 300,000

合計 1,470,000